



長野県報

1月18日(月)
令和3年
(2021年)
第171号

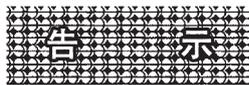
目次

告示

土地収用法に基づく事業の認定(総合政策課).....	1
長野県議会定例会の招集(財政課).....	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定(保健・疾病対策課).....	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定辞退(保健・疾病対策課).....	2
液化石油ガス販売事業者の認定(産業技術課).....	3
森林法に基づく保安林の指定(森林づくり推進課).....	3
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(7件)(森林づくり推進課).....	3
公共測量の終了(建設政策課).....	5
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課).....	5
広域連合の規約の変更の届出(市町村課).....	5
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	5
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	6

公告

特定調達契約に係る落札者の決定(会計課).....	6
特定調達契約に係る落札者の決定(産業技術課).....	6



長野県告示第22号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

令和3年1月18日

長野県知事 阿部守一

- 1 起業者の名称
学校法人御子柴学園
- 2 事業の種類
小規模保育所みのむしのおうち保全事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
塩尻市大字広丘吉田地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第20条第1号要件(収用適格事業)
小規模保育所みのむしのおうち保全事業(以下「本件事業」という。)は、法第3条第23号に掲げる社会福祉法による社会福祉事業の用に供する施設に該当することから、本件事業は、

法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号要件(起業者の意思と能力)

本件事業の起業者である学校法人御子柴学園は、事業遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると認められることから、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号要件(事業計画の公益性)

ア 本件事業の施行により得られる利益

小規模保育所みのむしのおうちは、起業者である学校法人御子柴学園が、塩尻市の認可を得て令和2年4月から事業を開始しているところだが、起業者は事業用地の所有権を有しておらず、借地で運営している状況であり、地権者からは事業用地の永続的な使用に難色を示されている。

本件事業は、上記の事態を打開するため、借地である本件事業に係る起業地(以下「本件起業地」という。)の所有権を確保し、児童福祉法に規定する小規模保育事業の安定的な運営を図るものである。

本件事業の実施により、長期にわたる事業の継続性を確実かつ安定的なものとするのが期待される。

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益

本件起業地は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)及

び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)により保護のため特別の措置を講ずべき文化財及び動植物は見受けられない。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業は、既設の小規模保育所を保全するための事業であり、新たに適正な規模の用地を取得して施設を整備することと比較して、社会的、技術的及び経済的観点から総合的に勘案して、合理的であると認められる。

エ 比較衡量

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益と、本件事業の施行により失われる利益とを比較衡量した結果、前者が優越すると認められるため、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件(土地を収用する公益上の必要性)

ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)のアのとおり、本件事業は、借地である本件事業用地の所有権を確保し、児童福祉法に規定する小規模保育事業の安定的な運営を図るために必要な事業であり、早期に施行されるべき事業と認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地の範囲は、本件事業のために必要な面積に限定

されており、適正かつ合理的な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
塩尻市役所こども教育部こども課

総合政策課

長野県告示第23号

令和3年2月18日、長野県議会定例会を長野市に招集します。

令和3年1月18日

長野県知事 阿部守一

財政課

長野県告示第24号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

令和3年1月18日

長野県知事 阿部守一

精神通院医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
栗田病院	長野市大字栗田695	令和3年1月1日
ほそかわ薬局	安曇野市穂高5626-1	令和3年1月1日
訪問看護ステーションあやめ小諸	小諸市大字御影新田792-1マンション三景102	令和3年1月1日

保健・疾病対策課

長野県告示第25号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

令和3年1月18日

長野県知事 阿部守一

精神通院医療

医療機関の名称	所在地	辞退年月日
ほそかわ薬局	安曇野市穂高5626-1	令和2年12月31日

保健・疾病対策課

長野県告示第26号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の6第1項の規定により、次のとおり液化石油ガス販売事業者を認定しました。

令和3年1月18日

長野県知事 阿部守一

氏名又は名称及び代表者の氏名	住所又は所在地	認定年月日
株式会社キタハラ 代表取締役 吉澤一三	下伊那郡豊丘村大字神稲 353番地4	令和3年 1月6日

産業技術課

長野県告示第27号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林に指定します。

令和3年1月18日

長野県知事 阿部守一

1 保安林の所在場所

大町市美麻字上ノ山12249から12253まで、12254のイ、12255の1、12255の2、12256、12257のイ、12258、12259、12260のイ、12261、12262、12264から12267まで、12268の1、12269のイ、12269のロ、12270から12273まで、12274のイ、12274のロ、12275のイ、12275のロ、12276のイ、12552のロ、12553の3、12777から12783まで、12786から12788まで、字天上12254のロ、12257のロ、12260のロ、12268のロ、字家ノ上12546のイ、12547の1、12547の2、12548、12549、12550の1、字大麻亭12750から12753まで、12755、字大屋敷12823の1、12826、12827、12834

2 指定の目的

落石の危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第28号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和3年1月18日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
佐久市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び佐久市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第29号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和3年1月18日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大町市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第30号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和3年1月18日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
飯山市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、飯山市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第31号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和3年1月18日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
小県郡青木村(国有林。次の図に示す部分に限る。)、青木村(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
青木村(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び青木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第32号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和3年1月18日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
諏訪郡下諏訪町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
下諏訪町(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び下諏訪町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第33号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和3年1月18日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
諏訪郡富士見町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
富士見町(次の図に示す部分に限る。)
 - イ 次の森林については、主伐は、択伐による。
富士見町(次の図に示す部分に限る。)
 - ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び富士見町役場に備え置いて縦覧に供する。

森林づくり推進課

長野県告示第34号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和3年1月18日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東筑摩郡生坂村(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び生坂村役場に備え置いて縦覧に供する。

森林づくり推進課

長野県告示第35号

塩尻市長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和3年1月18日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量(塩尻市基盤地図修正)
- 2 作業期間
令和2年5月21日から令和2年12月18日まで
- 3 作業地域
塩尻市

建設政策課

長野県告示第36号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県犀川砂防事務所及び生坂村役場に備え置きます。

令和3年1月18日

長野県知事 阿部守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
中村	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ線に囲まれた土地の区域。	東筑摩郡生坂村			6543番1	1号、2号及び8号
					6762番	3号
					6768番1	4号
					6761番5	5号
					6769番1	6号
					6532番1	7号

砂防課

長野県諏訪地域振興局告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第3項の規定により、諏訪広域連合から規約の変更の届出がありました。

令和3年1月18日

長野県諏訪地域振興局長 小山靖

市町村課

長野県飯田建設事務所告示第3号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和3年2月4日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年1月18日

長野県飯田建設事務所長 細川容宏

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 赤石岳公園線
3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
下伊那郡大鹿村大河原4977番の1地先から 下伊那郡大鹿村大河原4886番の1地先まで	旧	3.0~8.7	0.3500
同 上	新	3.0~12.0	0.3500

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和3年2月4日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年1月18日

長野県飯田建設事務所長 細川 容 宏

- 1 路線名 赤石岳公園線
2 供用を開始する区間
下伊那郡大鹿村大河原4977番の1地先から
下伊那郡大鹿村大河原4886番の1地先まで
3 供用を開始する期日 令和3年1月18日

道路管理課



公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和3年1月18日

長野県警察本部長 安田 浩 己

- 1 落札に係る調達産品等の種類及び数量
警察署等（長野中央警察署以下30施設）で使用する電気
予定契約電力2,264kW及び予定使用電力量6,827,823kWh
2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名称 長野県警察本部警務部会計課
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692番地2
3 落札者を決定した日
令和2年12月16日
4 落札者の名称及び所在地
(1) 名称 株式会社ホープ
(2) 所在地 福岡県福岡市中央区薬院1丁目14番5号
5 落札金額
107,763,338円

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
7 入札公告を行った日
令和2年11月5日

会計課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和3年1月18日

長野県工業技術総合センター所長 宮 嶋 隆 司

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
人体動作解析装置 一式
2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地
(1) 名称 長野県工業技術総合センター 環境・情報技術部門
(2) 所在地 松本市野溝西1-7-7
3 落札者を決定した日
令和2年12月7日
4 落札者の名称及び所在地
(1) 名称 株式会社上條器械店
(2) 所在地 松本市中央1丁目4番7号
5 落札金額
66,935,000円
6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
7 入札公告を行った日
令和2年11月24日

産業技術課